

◀ B型・C型肝炎は早期発見・治療が大切です ▶

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査(血液検査)で分かります。公的助成を利用して検査を受けるには次の3つの方法があります。検査料は無料です。

①市の総合健診で肝炎検査を受ける(健康増進法に基づく健康増進事業)

●対象 40歳の方、41歳から70歳で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方(平成30年4月1日現在) 問・甲保健福祉部 保健課 ☎81-2271

②保健所で肝炎ウイルス検査を受ける

●対象 過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
※医療保険各法その他の法令に基づく事業において、肝炎ウイルス検査の受診の機会がある方、および市町村が実施する健康増進法に基づく健康増進事業の対象者を除く。 問・甲県中保健福祉事務所 医療薬事課 ☎0248-75-7818

③県が委託した医療機関で肝炎ウイルス検査を受ける

●対象 ※次の要件をすべて満たす方
(1)中核市(郡山市・いわき市)を除く、県内の市町村に居住地を有する方
(2)市町村が行う健康増進法に基づく健康増進事業の対象とならない方
(3)過去にB型またはC型肝炎ウイルス検査を受けたことがない方
問福島県保健福祉部 健康増進課 ☎024-521-7238
※委託医療機関へ直接申し込み、予約が必要です。契約医療機関の名簿については、県ホームページをご覧ください。

肝炎治療には医療費の助成制度があります(福島県肝炎治療特別推進事業)

詳しくは、下記へお問い合わせください。
●肝炎医療費助成制度に関すること 県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7818
●肝炎に関する専門的な相談全般
福島県肝炎疾患相談センター ☎024-547-1414 (受付:毎週月曜日 午後2時~5時)

◀ 内部被ばく検査 ▶

放射線健康管理として、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を受けることができます。検査は完全予約制で、予約なしでは検査は受けられません。山菜など、食べた食品で気になった時は、ご利用ください。

●検査日時

第2・4火曜日
午後1時~4時
(祝日・年末年始を除く)

●検査場所

田村市放射線健康管理センター(常葉保健センター内)

●予約申込

保健福祉部保健課へ電話で予約してください。

※受付:月~金

午前8時30分~午後5時15分

●対象者 2歳以上

問・甲保健福祉部 保健課
☎81-2271

◀ 5月の総合健診・がん検診(集団検診) ▶

【受付時間】7:45~9:30

地区	日	対象地区	会場
大越	22(月)	早稲川区	早稲川多目的交流センター
	23(火)	牧野区・栗出区(上)	牧野多目的交流センター
	24(水)	三洞区・栗出区(下)	おおごえふるさと館
	25(木)	白山区	
	26(金)	中部区	
	27(土)	上北区・町郷区	大越農村婦人の家
	29(月)	東部区・西部区(下町)	
30(火)	南部区・西部区(原洞)		
都路	31(水)	1・2区	旧岩井沢児童館

●集団健康診査・がん検診は市内どの会場でも受診できます。

子宮頸がん・乳がんの施設検診

●施設検診は、がん検診受診希望調査による申込者へ個別に通知しました。

●対象者

子宮頸がん…20歳以上で昨年度未受診の方

乳がん…40~59歳で昨年度未受診の方

●実施期限 11月30日(木)

※自己負担あり

子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券事業

●対象年齢

子宮頸がん…21歳

乳がん…41歳

※無料クーポン券の有効期限は

11月30日(木)です。

※対象者の方へは個別に郵送しました。

※転入された方は、以前お住まいの市町村が発行したクーポン券と当市のクーポン券を引き換えますので、保健課までお越しください。

※若い方の子宮頸がんが増えていています。

無料の検診機会をぜひご活用ください。

※例年、有効期限の終了間際は大変込み合い、ご予約が取りにくくなります。

お早めにご利用ください。

◀ 各種予防接種のお知らせ ▶

該当者へは個別に通知しています。接種期限内に予防接種を受けましょう。

①麻しん・風しん(MR)第2期予防接種

乳幼児期(生後12か月~24か月未満)に接種した「麻しん・風しん(MR第1期)予防接種」に対する免疫を追加するものです。

はしかは、毎年春頃に流行します。できるだけ4月から6月の間に予防接種を受けましょう。

●対象者 小学校就学前の1年間にある方

②ジフテリア・破傷風(DT)第2期予防接種

乳幼児期に接種した「三種混合予防接種」に対する免疫を追加するものです。

●対象者 小学校5・6年生の方

③日本脳炎(第2期)予防接種

第1期3回と第2期1回(計4回)の接種が必要です。

母子健康手帳を確認し、接種しましょう。

●対象者 定期:今年度9歳になる方 特例:今年度18歳になる方

◀ 上記の共通事項 ▶

●持参物 ①予診票 ②母子健康手帳 ③健康保険証

●費用 自己負担なし※対象年齢を過ぎると有料になります。

問保健福祉部 保健課 ☎81-2271



◀ PM2.5「注意喚起」の情報提供について ▶

大気中のPM2.5(微小粒子状物質)の濃度は、県が常時測定していますが、県内いずれかの観測所で測定値が国の示した指針値を超える恐れがある場合に、「注意喚起」の情報提供を行います。市では、県からの「注意喚起」の情報により、防災行政無線で次の内容を放送します。

- ・不要不急の外出は自粛を心掛けてください。
- ・外出時にはマスクの着用を心掛けてください。
- ・屋外での激しい運動の自粛を心掛けてください。
- ・体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。

●注意喚起の基準(県内いずれかの観測所)

①午前5時から7時までの1時間値の平均値が1m³当たり85μg(マイクログラム)を超過した場合

②午前5時から正午までの1時間値の平均値が1m³当たり80μg(マイクログラム)を超過した場合

●「注意喚起」情報の継続期間

注意喚起情報は、原則として翌日の午前7時30分までの継続とし、解除の放送は行いません。

なお、翌日も基準を超過した場合には、再度放送します。

●測定値情報

県内各観測所の測定値は、福島県(水・大気環境課)のホームページ(下記)に掲載されています。

<http://fukushimapref-taikikanshi.jp/taiki/PM25index.html>

PM2.5に関するQ&A

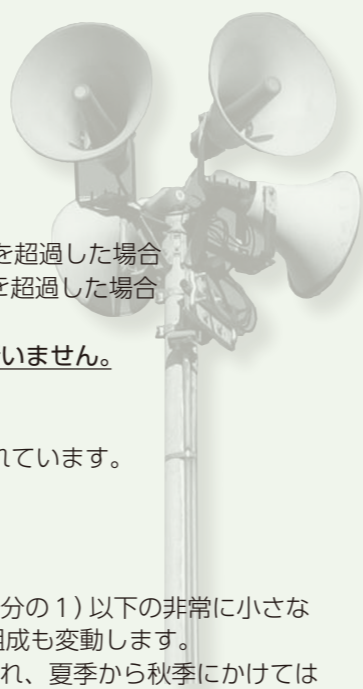
Q. PM2.5(微小粒子状物質)とは、どのようなものですか?

A. 大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm(1μm=1mmの千分の1)以下の非常に小さな粒子のことです。さまざまな成分が含まれており、地域や季節、気象条件などで組成も変動します。例年、冬季から春季にかけてはPM2.5濃度の変動が大きく、上昇する傾向がみられ、夏季から秋季にかけては比較的安定した濃度で観測されています。

Q. どのような健康影響がありますか?

A. PM2.5(微小粒子状物質)は粒子の大きさが非常に小さい(髪の毛の太さの30分の1)ため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

問市民部 生活環境課 ☎81-2272



◀ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ ▶

高齢者の肺炎の重症化防止を目的として、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成を行います。

●対象年齢

・65歳(昭和27年4月2日~昭和28年4月1日生)

・60歳以上65歳未満の方で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する方、およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方で接種を希望する方。

◀ 特例措置により対象者となる方 ▶

・70歳(昭和22年4月2日~昭和23年4月1日生) ・75歳(昭和17年4月2日~昭和18年4月1日生)

・80歳(昭和12年4月2日~昭和13年4月1日生) ・85歳(昭和7年4月2日~昭和8年4月1日生)

・90歳(昭和2年4月2日~昭和3年4月1日生) ・95歳(大正11年4月2日~大正12年4月1日生)

・100歳(大正6年4月2日~大正7年4月1日生)

※65歳以上の対象者には個別通知を送付しました。

※60~65歳未満で該当となる方は、事前に手続きが必要です。保健福祉部保健課にお問い合わせください。

●接種費用 自己負担金2,000円 ●対象外 既に高齢者肺炎球菌ワクチンを1回接種している方

※接種していることが確認された場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

●接種期間 4月1日(土)~30年3月31日(土)

●持参物 予診票、高齢者肺炎球菌ワクチン接種済証、健康保険証、健康手帳(お持ちの方)

●医療機関 田村市内・市外の医療機関

※一部取り扱わない医療機関もあります。電話などでご確認のうえ受診してください。

問保健福祉部 保健課 ☎81-2271

